

第3 給料の特別調整額

給料の特別調整額は、管理又は監督の地位にある職員の職務ないし職責の特殊性をすべて給料のみで考慮することが困難であり、この特殊性に係る給料の調整という意味で設けられているものであり、特別労働に対する手当である。

1 支給範囲

(1) 給料の特別調整額は次表に掲げる職にある職員に支給する。

組織	区分					
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
本庁		次長 病院改革室長	参事	総務課長 システム管理室長 経営改革監 医師改修監 薬事指導監 臨床検査指導監 看護指導監		担当課長 栄養指導監
病院	・中央病院長、 ・大船渡、宮古、 久慈、胆沢、磐井 又は二戸の院長の 職にある者で医療 局長が認める者	院長 周産期医療センタ 一長	副院長(職務の級 4級の職にある者 で医療局長が認め るものに限り。) 事務局長 (職務の 級10級ある者に 限り。)	副院長(医療局長 が認める者に限り。) 事務局長(職務の 級8級又は9級の 職にある者に限り 、主幹の職ある 者を除く。) 看護部長 事務局次長(中央 に限り。)	事務局長(2種か ら4種までの欄に 掲げられている事 務局長を除く。) 総看護部長	

基準条例第3条
の3
給料の特別調整
額支給規程

5 照会回答

1 給料の特別調整額の本質について

問 給料の特別調整額は、いかなる性格のものとするべきか。

答 給料の特別調整額は、監理又は監督の地位にある職員の職務ないし職責の特殊性という点に着目して支給される給与である。すなわち、これらの職員は、監理者、監督者という地位に伴う職務の困難性や特別の責任を有しているとともに、勤務の面によっては時間外の勤務もどちらかといえば自らの判断に基づいて行うのが常態である等の特殊性を有するが、この特殊性をすべて給料月額のみで考慮することが困難であり、いわばこの特殊性に係る給与の調整という意味で設けられているのがこの給料の特別調整額である。また、民間における役付手当などと共通する面をも有しているものである。

なお、給料の特別調整額の支給を受ける職を占める職員の勤務は、一般的にその勤務を時間計測することが困難又は不相当と認められることから、勤務した時間数に応じて支給される超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の各制度にはなじみにくく、このため、給与条例第41条の5第2項の規定により当該職員に対してこれらの手当は適用されないこととされている。